

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瑞穂町は、母子保健関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を充分認識するとともに、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

瑞穂町長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母子に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ、乳幼児健診データ提供
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表 70の項 母子保健法第10条等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(48、71、80、112の項)、「母子保健法による健康診査に関する情報」(95の項) (情報照会の根拠) :95の項 :母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務、母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務、母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務、母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務、母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務、母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務、母子保健法第22条第1項のこども家庭センターが行う同項第1号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども家庭センター課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話042-557-7495(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒190-1211 瑞穂町大字石畑1970番地 福祉部子ども家庭センター課母子保健係 電話042-557-5098 (直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面(データベースの入力、申請書等の保管、申請書等の廃棄等)においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	瑞穂町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針、瑞穂町情報セキュリティポリシー、瑞穂町が保有する個人情報等管理規程等に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、職員に対し教育研修を実施しており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	福祉部健康課長 山内 一寿	福祉部健康課長 福島 由子	事後	異動のため
平成29年12月4日	II しいき権利新項目 1. 対象人数 1つの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年10月1日時点	事後	時点修正のため
平成29年12月4日	II しいき権利新項目 2. 取扱者数 1つの時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年10月1日時点	事後	時点修正のため
令和1年4月20日	様式に「IV リスク対策」を追加		評価書記載のとおり	事前	様式が変更されたため
令和2年9月31日	事務の概要を追加	②情報提供ネットワークシステムへの妊婦届データ提供	②情報提供ネットワークシステムへの妊婦届データ、乳幼児健診データ提供	事後	評価の再実施による修正
令和2年10月17日	法令上の根拠修正	番号法第19条7号、別表第二70項、母子保健法施行規則第9条等	<p>・番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)、「妊娠補又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」(69の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第30条第7号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) - 母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務、母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務、母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務、母子保健法第17条第1項の妊娠補の訪問指導又は勧奨に関する事務、母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務、母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務</p>	事後	評価の再実施による修正
令和2年10月17日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒190-1292 昭穂町大字路根ヶ崎233番地 企画部総務課法制係 電話042-557-7495(直通)	〒190-1292 昭穂町大字路根ヶ崎233番地 企画部総務課文書法制係 電話042-557-7495(直通)	事後	評価の再実施による修正
令和2年10月17日	II しいき権利新項目 2. 取扱者数 1つの時点の計数か	平成29年10月1日時点	平成32年10月1日時点	事後	評価の再実施による修正
令和3年9月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法律が改正されたため
令和7年1月10日	IV/リスク対策 8. 人手を介在させる作業、11. 最も優先度が高いと考えられる対策		評価書記載のとおり	事後	令和5年10月1日から様式が変更されたため
令和7年1月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といふ。)第9条第1項、別表第一 項目49 母子保健法第10条等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といふ。)第9条第1項、別表 70の項、母子保健法第10条等	事後	番号法が改正されたため
令和7年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項)、「妊娠補又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」(69の2の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第30条第7号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) - 母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務、母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務、母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務、母子保健法第17条第1項の妊娠補の訪問指導又は勧奨に関する事務、母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務、母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務</p>	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(情報提供の根拠) 第三種(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「母子保健法による健康診査に関する情報」(95の項)</p> <p>(情報照会の根拠) :95の項 - 母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務、母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務、母子保健法第12条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務、母子保健法第17条第1項の妊娠補の訪問指導又は勧奨に関する事務、母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務、母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務</p>	事後	番号法が改正されたため
令和7年1月10日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	福祉部健康課	福祉部子ども家庭センター課	事後	令和6年10月1日付け組織改正のため
令和7年1月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒190-1211 昭穂町大字石畑1970番地 福祉部健康課健康係 電話042-557-5072(直通)	〒190-1211 昭穂町大字石畑1970番地 福祉部子ども家庭センター課母子保健係 電話042-557-5098(直通)	事後	令和5年10月1日付け組織改正のため
令和7年1月10日	II しいき権利新項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数	令和2年9月1日	令和6年10月1日	事後	時点修正のため